

平成 3 1 年 1 月 1 8 日

議 事 録

下 郷 町 農 業 委 員 会

下郷町農業委員会 1 月定例総会議事録

- 1 開催日時 平成 31 年 1 月 18 日(月)午後 1 時 30 分から午後 2 時 15 分
- 2 開催場所 下郷町役場庁舎 3 階 「302 会議室」
- 3 出席委員 (10 人)

会 長

11 番 渡 部 功

会長職務代理者

8 番 星 正 喜

委 員

1 番 渡 部 友 之 2 番 佐 藤 行 正

3 番 佐 藤 輝 男 5 番 星 希

6 番 星 兵 吉 7 番 星 隆 雄

9 番 佐 藤 昭 一 10 番 小 山 常 喜

- 4 欠席委員

4 番 星 竹 美

- 5 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

8 番 星 正 喜 委員

9 番 佐 藤 昭 一 委員

日程第 2 議案第 1 号 農地法第 5 号の規定による許可申請について

日程第 3 議案第 2 号 平成 31 年度農作業労働賃金標準額の設定について

- 6 農業委員会事務局職員

・ 議案説明のため出席した職員 事務局長 渡部 浩市

・ 会議の書記 事務局 小椋 沙織

議 長 これより、会議を開きます。

本日の出席委員は、10 名であります。事務局報告のとおり、定足数に達しておりますので、平成 31 年 1 月定例総会を、開会いた

します。

議長 本総会には、2議案、2件を提案いたしますので、委員各位の慎重なる審議をお願いいたします。
それでは会務の報告を、おこないます。事務局から報告をさせます。

局長 (会務の報告)

議長 これで会務の報告を終わります。
日程第1、議事録署名委員の指名について、を議題といたします。
議事録署名委員は、会議規則第8条の規定により、8番 星 正喜委員、9番 佐藤 昭一委員の両名を指名いたします。
両名には、本定例総会における議事録のご署名をお願いすることといたします。

議長 直ちに、議事に入ります。
日程第2、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

局長 1ページをお開きください。
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
農地法第5条の規定による農地転用が、その当事者より下記のとおり提出がありましたので、意見を付して県知事に進達するものとする。
平成31年1月18日提出 下郷町農業委員会会長 渡部 功
2ページをご覧ください。
譲受人は、林中の[]さんで、[]の奥様です。譲渡人が、千葉県市川市の[]さんです。
申請地が、大字湯野上字沼袋乙843番6、畑、81㎡を駐車場に転用するものです。
申請事由は、所有する宅地と住宅の南側に位置する申請地を駐車場として利用したいということで、このたび、売買がまとまったということで申請するものです。
申請地は、農振農用地の区域外です。
5ページをご覧ください。位置図になります。申請地は、三立土建の事務所真向かいで、消防屯所と現在、榮子さんの妹親子が暮らしています住宅の間にある畑になります。
6ページが、土地利用計画図になります。車2台分と雪捨て場になります。

議長 続きまして、担当地区委員より調査結果の説明を求めるわけですが、湯野上地区担当推進委員の「星 清美」推進委員が欠席のため、私より報告いたします。
去る1月10日、現地におきまして、星清美推進委員と事務局と私が立会

いをしまして、駐車場がないということで、困っているため、立会人に申請者の代理人南会津町の馬場清紀司法書士さんがおいでになりまして、くわしい図面等において説明をいただきました。事務局の説明とおりでございます。

続いて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を求めます。

局長 「農地の区分と転用目的」につきましては、公共施設至近距離農地ということで、江川支所から概ね300m以内の区域ということで、第3種農地と判断します。

「資力及び信用」ですが、申請者は必要な資金については、通帳の残高の写しが添付されており、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者もいませんので、該当しないと考えております。

「申請に係る用途に、遅滞なく供することの確実性」は、建物は立てませんし、底地に砂利を敷く予定であり、確実であると思われます。

「行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」については、該当しないと考えます。

「申請に係る農地以外の土地」もありませんので、該当しないと考えます。

「計画面積の妥当性」について、妹親子3人で暮らしておりますので、各自車を所有しており、1台の車庫はありますが、現在、2台分は、家から離れた所に借りており、今回、2台分の申請であり、妥当と考えます。

「周辺の農地等に係る営農条件に支障の有無」でございますが、周囲には、農地はありませんので、問題はないと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの、事務局説明、現地調査報告、農地法第5条の要件について、質問、意見等ございませんか。

発言のある方は、挙手を願います。

7番委員 実際に畑として使っているのですか。

議長 畑として使用しています。冬になりますとブルーシートを下に敷いて、一時的に車を置いています。春になると耕耘機で耕し、畑として使っています。ほかに質疑、意見がありますか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。
議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、を採決いたします。

お諮りします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

採決 (全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり県知事に進達するものと決定されました。

議長 続きまして、日程第3、議案第2号 平成31年度農作業労働賃金標準額の設定について、を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

局長 3ページをお開きください。
議案第2号 平成31年度農作業労働賃金標準額の設定について、上記について別紙のとおり設定するものとする
平成31年1月18日提出 下郷町農業委員会会長 渡部 功
4ページをお開き願います。

平成31年度農作業労働賃金標準額（案）を示させていただきました。まず、農作業労働賃金標準額とは、農作業受委託において、委託者と受託者の間で適正な労働賃金を設定できるよう、その目安となる標準額を定めたものです。なお、農業委員会で定める農作業労働賃金標準額は、あくまでも目安ですので、対象となる農地の条件等により当事者間の話し合いを通して、適正な金額を決めていただくようになります。

まず、平成31年度農作業労働賃金標準額の一般農作業労賃ですが、6,000円から200円引き上げ、6,200円ということで示させていただきました。資料No.2をご覧ください。一般農作業労賃の考え方ということで、福島県の最低賃金が、1時間あたり748円から24円の引き上げで772円になりましたので、上昇率3.21%になります。6,000円の1時間あたり単価750円に上昇率3.21%を掛けますと774円になりますので、8時間を掛けますと6,192円ということで、6,200円と最低賃金を上回る額に設定させていただきました。2ページ、3ページが最低賃金の資料になります。

続きまして、農作業委託料金であります。資料No.1をご覧ください。

30年度の南会津町田島地域との比較ということで、南会津町田島地域の農作業委託料金とほとんど同額でありました。南会津町の他の地域と只見町の30年度の資料を2ページから6ページにつけさせていただきました。

資料No.2の6ページに平成25年度からのガソリン料金の推移をグラフにして示しておきました。平成30年は、燃料費が、高騰していますし、最低賃金も上がっています。そして、10月には、消費税が10%になるということで31年度は上げなければならないと考えておりましたが、すでに31年の料金が決定しています資料No.2の5ページの会津若松市の資料をつけさせていただきました。これに、資料No.2の4ページのJAあいつの平成30年のひとめぼれの1等米の概算金11,900円で、試算したものが、資料No.2の1ページになります。本町の平成30年の委託料金と会津若松市の31年料金を比較しますと、会津若松市の31年よりも料金が上回っていますの

で、少子高齢化社会では、米の需要が減っている中では、米価が大幅に上がることは望めませんので、引き上げれば、米を作れば、確実に赤字になってしまいますので、据え置きにすると考えております。ご審議をお願いいたします。

議 長 本案に対し、質問、意見等ございませんか。
発言のある方は、挙手を願います。

7 番 委 員 11,900円は、概算だが精算額はいくらになっているのか。

局 長 J Aに聞きましたが、数字がないということで、農協のセンター長の話では、精算では、1,000円くらい上乘せされるとのことでした。

1 番 委 員 J Aは、精算時、1俵あたり1,000円ちょっと経費として引かれる。

6 番 委 員 私も試算したが、今は、東電からの補償があるので、赤字にならないでいる。

1 番 委 員 消費税には影響を受けないということでよろしいのですか。

局 長 税抜きでしめしたい。

1 番 委 員 南会津町田島地域を見ると色彩選別を掛けると324円とあるが、粳摺りも入れると648円ということか。

局 長 確認していない。

1 番 委 員 オーダーが入っていて、1袋324円でいいのか。

局 長 31年度は、色彩選別を入れることにします。

議 長 他に本案に対し、質問、意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。
議案第2号平成31年度農作業労働賃金標準額の設定については、色彩選別を入れて2月定例総会で決定するということがよろしいですか。

採 決 (異議なしの声あり)

議 長 本案は、色彩選別を入れて2月定例総会で決定することとします。
以上で、本定例総会に、付議された議事は、全案終了いたしました。
続きまして、当面の会務予定について事務局より説明をお願いいたします。

局 長 (会務の予定)

議 長 これで会務の予定の説明を終わります。
これをもちまして本定例会を閉会といたします。

(終了時間) 午後 2 時 1 5 分

上記のとおり会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためにここに署名する。

平成 3 1 年 1 月 1 8 日

下郷町農業委員会 議長

委員

委員

